<本号3ページ>

「私たちは全員無罪です」

10/23 コンプライアンス2次事件が結審(大津地裁)

●弁護団9人の弁論、検察の空疎な論告を徹底批判

10月23日、コンプライアンス2次事件が大津地裁で結審した。

この刑事裁判は、関生支部の建設現場のコンプライアンス活動や法令違反の事実を記載した ビラまき活動が恐喝未遂や威力業務妨害だとされた、フジタ事件、セキスイハム近畿事件、日 本建設事件、東横イン電建事件の4つを併合したもの。西山直洋執行委員はじめ9人の組合員 が被告人とされてきた。

先月9月には検察の論告があった。その要旨は、関生支部は委員長の号令一下、末端の組合員までがその意図に忠実に動く上意下達の暴力団とおなじ組織であり、企業を意のままに従わせる目的で、労働組合活動を装って、コンプライアンス活動と称する「些細な不備に因縁を付ける」嫌がらせを執拗にくりかえしてきたというものだった。その主張は随所で証拠の裏付けを欠き、推論に推論を重ねて事件の構図を仕立て上げるというお粗末極まりないものである。

この日の弁論で、弁護団はまずこの空疎な論告について徹底反論。たとえば、検察側証人の 元組合員4人の証言は、証言するたびにその内容を関生支部に不利な方向に変遷させてきたも のであることや、検察の露骨な誘導尋問で事実に反する証言だったことを証明した。

元組合員Kの場合、最初に出廷した際の弁護団の反対尋問では、クレーンの吊り荷の下で作業させていた事実を「確認した」と正直に証言した。ところが、その後に出廷しておなじことを尋問されると、「あたかも(真下で)作業しているように見えるが、横からみると違ったかもしれない」などと答えた。Kは、関生支部を脱退して大阪広域協組の調査部に所属したのち、副理事長の生コン工場に雇われている。

●等身大の組合員の姿

この事件では大阪市内ブロックの組合員4人が威力業務妨害で逮捕、起訴されている。4人は支部の役員でもない一般組合員。自分が所属していない他の地域のブロック活動や情報などを知る立場にはない。したがって、フジタ事件の舞台となった滋賀県におけるコンプライアンス活動なども知らず、支部役員の指示でたまたまフジタ大阪支店のビラまきに短時間参加しただけなのに、威力業務妨害で逮捕されたのだった。

検察はしかし、その4人がビラまきの目的などを熟知していたとしなければ「共謀」が成り立たないことから、4人が自分の所属しない他のブロックの事情も熟知していた、そして関生支部は上意下達の暴力団とおなじ組織だから「共謀」していたと推認されるとしたわけだ。

これに対し弁護団は、たとえば大阪市内ブロックの会議は仕事が終わった 18 時頃から 1 時間 半程度で出席率は 6 割ほど。内容の 9 割方は大阪ブロック内の問題で、他の地域のことが詳し く議論されることはなかったことなど、 4 人の等身大の組合員像を描き出し、検察の身勝手な 見立てを完膚なきまでに打ち砕いた。

●判決は2024年2月6日

ほかにも紹介すべきことが多くあるが、それはまた別の機会に譲る。

判決は来年2月6日(火)13時と指定された。

じつはこの事件の裁判長は、湯川委員長に実刑4年の判決を言い渡した・・・(次頁につづく)

発行:全日建(全日本建設運輸連帯労働組合) お問い合わせ03-5830-6418

のとおなじ畑山靖裁判官。最後に「判決の日は所持品検査をやります」とも言い放って席を立った。

10/23 組合員の最終陳述 (一部)

この日の弁論は午前10時からはじまり、休憩を挟んで午後4時半までの長丁場だった。 そして、弁論終了後の法廷では、被告人とされた9人の組合員がひとりずつ証言席に立って、 最終陳述をおこなった。以下は、そのうち4人の陳述。(ほぼ原文のまま)

●「ビラを数枚まいただけ」

私は通行人にビラを数枚まいただけです。

それ以外のことは知りませんでした。

検察官は組合歴が長いから他ブロックの情報も共有していたなど話を組み立てて事件をでっち 上げているとしか言いようがありません。

私は無罪です。(Aさん)

●「袴田事件と変わらない」

私は当時のビラ配布については順番にたまたま回ってきた動員に過ぎず、内容も理解せずに早く終わって帰りたいと思っていました。チェリオ工事やフジタのことは大津警察に逮捕され取調べで初めて知りました。

にもかかわらず、大津検察三輪氏の起訴状を聞いていると、良く分かっていない証言者の言葉 の一部をつなぎ合わせて、有罪に持って行こうとするのはまるで「袴田事件と変わらない。」

正直に知らないことは知らないと真摯に答えているのに、大津検察側の勝手都合の良いストーリーがまかり通るのであればえん罪がなくならない。

最後に、改めて私はウソ偽りなく証言しました。

無罪だと信じています。(Bさん)

●「元組合員の証言が信用できるという検察に失望」

私たちは労働組合の組合員です。労働組合は暴力団や反社会的組織ではありません。又、会社のような組織でもありません。

組合員は個々に自分の生活・労働条件の向上や改善を目的に、任意で加盟するのです。会社のように、上司の機嫌を取ったり、理不尽な指示に従う必要もありません。

組合員同士の、平等と公平が尊重されていますし、同じ組合活動に参加していても目的意識が同じとは限りません。

私は、自分の働く職場の労働条件が向上し、危険な建設現場や欠陥建設が減ればよいと思い組合の活動に参加してきました。

今回事件とされたビラ配布でも、フジタ(企業)や通行人の迷惑にならないように、人の敷地内に入らずと指示しました。

しかし、知らないことも多くありました。湖東の協同組合のことも知りませんでしたし、Sや Kの活動理念も当時は知らず、この裁判で初めて知り、私の考えとは全く違うことにおどろきま した。

私は、働く労働者の生活向上と安全のために活動してきました。SやKとは違います。彼らと同じように評価されるのは心外です。

また、元組合員Kたち4人のような、自己保身のために、ウソの証言をして、相手側に寝返り、 あるていどの職に付き、のうのうとしている彼らの証言は信用できると言ったケンサツにも失望 しました。

最後に、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部は、産業別労働組合で、法律でも認

められている労働組合だということを大前提とした、まっとうな判決を下されるよう求めます。 ここにいる私たちは、あたりまえの組合活動しかおこなっていません。 よって全員が無罪です。(Cさん)

●「裁判官には憲法·労働法を勉強して判決を書いてもらいたい」

今回の事件は、労働組合の正当な活動が犯罪に仕立て上げられたものです。

検察官の言い分を聞いていると、労働組合のことが何もわかっていないと感じます。

労働組合が普段闘っている使用者は、労働者を解雇したり賃下げしたり長時間労働させたりして、労働者やその家族の生命を危険にさらしています。労働者やその家族の生命を危険にさらず使用者の行為は犯罪ではないのに、一般の組合員である私がビラを撒いたというだけで長期間にわたって被告人としての立場に置かれているというのは納得できません。

裁判官には、団結権や団体行動権を保障した憲法 28 条と労働組合法をしっかり勉強して理解した上で判決を書いてもらいたいと思います。

私は無罪です。(Dさん)